2026年12月改定

思わぬ事故や損害から事業を守るために。工事現場のリスクに対応する保険です。

全建総連

現場賠償共済パートナー

［請負業者賠償責任保険］

オプション
PL保険特約
（生産物危険補償特約）

現場の安心を、
確かな備えで支えます。

オプション
建設工事保険

保険期間は

12月1日午後4時から翌年12月1日午後4時までの1年間となります。なお、保険期間中途での加入も可能です。この場合は、保険料をご入金された翌日（午前0時）以降を補償開始日とします。

全建総連組合員の安心の“パートナー”

組合員の皆様が請負った工事現場。最近の工事は機械化が進み、一般住宅の建設にまで大型重機やクレーンが入るようになりました。ひとたび事故が起きてしまうとその責任も、重大かつ致命的なものになりかねません。

あなた自身の責任の遂行のためにも、施主への配慮のためにも、この「現場賠償共済パートナー（請負業者賠償責任保険〔賠償責任保険普通保険約款＋請負業者特別約款・生産物危険補償特約〕）＋建設工事保険」を仕事の“パートナー”としてご検討ください。

この保険制度は、全国建設労働組合総連合を保険契約者とし、全建総連組合員の皆様を被保険者とする団体保険制度です。

全国建設労働組合総連合

「ごめんなさい」では済まない

■「現場賠償共済パートナー」はこんな時にお役に立ちます。

現場賠償共済パートナーは、他人の身体・生命を害したり、他人の財物を損壊したことにより、組合員の皆様が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

また、建設工事において、工事期間中に発生した火災、台風、盗難、作業ミス等の不測かつ突発的な事故によって、工事の目的物や工事用仮設材等の保険の対象に生じた損害を補償します。（オプションの建設工事保険で補償）

なお、請負業務の開始（着手）時、終了（引渡し）時を問わず、保険期間内に着手中の請負業務を対象とし、保険期間中に発生した事故による損害を補償します。

■「現場賠償共済パートナー」のメリット

1. 建築工事や、増改築工事等に伴って発生するさまざまな賠償事故を補償いたします。
2. 万一事故が発生した場合の賠償資力の確保により、経営の安定化がはかれます。
3. 十分な補償体制により、社会的信用度の向上がはかれます。
4. 全建総連の皆様を対象とする制度ですので、個別に加入される場合に比べて、割安な保険料で加入することができます。
5. 保険料は全額経費とすることができます。

■現場賠償共済・パートナーの契約内容

1．**保険契約者**：全国建設労働組合総連合およびその加盟組合

2．**被 保 険 者**：全建総連の組合員（任意加入）

3．**保 険 金 額**：**【基本契約：請負業者賠償責任保険】**

補償プラン	ベーシックプラン	グレードアッププラン
支払限度額	対人・対物共通：1 億円	対人：1 名 1 億円 1 事故 5 億円 対物：1 事故 1 億円
自己負担額	1 万円	1 万円

【オプション契約：PL 保険特約（生産物危険補償特約）】

支払限度額	対人・対物共通で 1 事故・保険期間中：1 億円
自己負担額	1 万円

【オプション契約：建設工事保険】

支払限度額	前年完工高※1（前年完工高が 1 億円を上回る場合は 1 億円）
自己負担額	10 万円※2

※ 1　新規事業の場合は前年完工高を予定完工高と読み替えます。
※ 2　火災、落雷、破裂、爆発による損害については適用しません。

4．**保　険　料**：保険料簡易算出表より算出ください。

■ご確認いただきたい事項

●制度安定のために複数回事故を起こされたご加入者は更改時(注)に契約内容の見直しをさせていただくことがあります。
（注）事故内容や事故頻度によっては、年度途中であっても見直しさせていただく場合があります。

思わぬ事故。どうしますか？

■基本契約（請負業者賠償責任保険）

■このような時にお役に立ちます。
次の⑴、⑵によって、他人の身体・生命を害したり、他人の財物を損壊したことにより、組合員の皆様が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

⑴　仕事の遂行に起因する損害賠償
建築工事・増改築工事等の現場で工事用資材・機材などを落下させたり、建設機械類の倒壊等請負工事（作業）の遂行に起因する賠償責任

⑵　仕事の遂行のために用いる「施設」に起因する損害賠償
現場事務所、資材置場等の付帯施設が原因となった賠償責任

●事故の例

建築中の建物の屋根から鉄板が落下し通行人にケガを負わせた。

木材を吊り上げ中、隣家の外壁を破損した。

ユニットバスの施工中に排水管を破損し洗面所の床に汚損が生じた。

建築中の建物の屋根から工具を落とし隣家のカーポートや車を破損した。

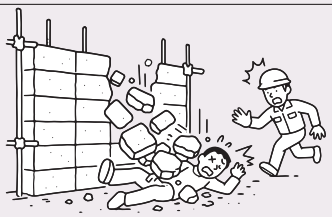
工事現場でコンクリートのブロックの外壁が崩れ、通行人にケガを負わせた。

工事現場の養生シートが風であおられ自転車で通行中の主婦に当たりケガを負わせた。

・日本国外の工事は対象外です。

例

こんなお支払い例がありました。

■建設現場の足場の落下により通行人が負傷

工事現場マンション5階のベランダに組み立てられていた鉄製足場が突然風にあおられて落下、下をたまたま歩いていた44歳の男性に後遺障害9級の障害を負わせた。男性は建設会社に損害賠償を請求した。

認められた賠償額

休業損害	869万円
逸失利益	2,874万円
慰謝料	1,100万円（傷害300万円、後遺障害800万円）
入院諸雑費	84万円
	4,927万円
弁護士費用	300万円
合計	**5,227 万円**

オプションのおすすめ

■PL保険特約（生産物危険補償特約）

工事終了後（引き渡し後）の事故も補償します

■このような時にお役に立ちます。
次の⑴⑵によって、他人の身体・生命を害したり、他人の財物を損壊したことにより、組合員の皆様が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
⑴　組合員の皆様が製造した生産物の欠陥による損害賠償
⑵　工事・作業の完了（引渡し）後、その仕事のミス（不備・欠陥）による損害賠償
また、対人事故が発生した場合は、賠償責任額が確定する前であっても所定のお見舞金費用をお支払いすることができます。

●事故の例

配水管の設置に不備があり、引渡し後に漏水事故が発生してじゅうたんが汚損した。

ガス管工事に欠陥があったため、ガスが不完全燃焼し、居住者が一酸化炭素中毒になった。

バリアフリー改造工事の不具合により取り付けた手すりが落下し、居住者が負傷した。

・日本国外の工事・日本国外の裁判所へ提起された訴訟は対象外です。

注意点
PL保険特約は、保険期間中に組合員に対して損害賠償請求をされた場合が保険金のお支払対象となりますが、PL保険特約を付帯する以前に生じていた事故（ケガや財物の損壊）については対象となりません。
PL保険特約への未加入期間があった場合は再度加入した日以前に生じた事故（ケガや財物の損壊）については対象となりません！

■付帯される主な特約

【基本契約】請負業者賠償責任保険

＜漏水補償特約（請負用）＞

〇補償の内容

施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出に起因する損害を補償します。

＜管理財物の範囲に関する特約＞

〇補償の内容

仕事の遂行に伴って管理する他人の財物について、「被保険者が所有、使用または管理する財物」とみなさず、保険金お支払いの対象となります。ただし、下記のものを除きます。

①他人から借用した工具、機械、資材等（注1）
②他人から支給された資機材等（注2）
③錯誤（注3）による仕事の目的物自体に生じた損壊（火災や爆発による損害が生じた場合を除きます。）

（注１）レンタル物件、リース物件を含みます。
（注２）請負業務の対象物は補償対象です。
（注３）錯誤とは、作業箇所の誤り、寸法の誤り、材料・材質の選定誤りをいいます。

＜下請負人危険補償特約＞

〇補償の内容

被保険者である請負業者のもとで働くすべての下請負人（孫請負人も含まれます。）を自動的に被保険者にします。本特約を付帯することで、被保険者相互間の責任や下請負人が所有、使用、管理する財物を補償対象外としています。

＜工事場内建設用工作車危険補償特約＞

〇補償の内容

工事場内または施設内において、使用するブルドーザーやパワーショベル、ポータブルコンプレッサー、コンクリートポンプ、フォークリフト、コンクリートミキサーなど（ダンプカーを除きます。）の工作車による事故を補償します。ただし、当該工作車に付保されている自賠責保険（共済を含みます。）および自動車保険によって支払われる保険金の額（自賠責保険を付保すべき車両の場合には自賠責保険を付保していたならば支払われた保険金の額）を差し引いて保険金が支払われます。

＜被保険者間交差責任補償特約＞

〇補償の内容

発注者グループ（被保険者が請け負う工事に係わる発注者をいい、下請負人にとっての元受業者は含みません。）と請負業者グループ（被保険者が請け負う工事に係わる元請負人、下請負人をいい、被保険者が法人である場合のその理事、取締役などは含みません。）との間の賠償責任を補償します。ただし、次の場合は対象外となります。

①同一グループ間の賠償責任
　業務上の災害は労働災害総合保険（全建総連あんぜん共済制度）等で補償します。
②工事物・工事用機器等の損壊
　建物の建築等に関わる工事物の場合は建設工事保険で補償します。（工事用機器は同保険でも対象外）

【オプション契約】PL保険特約「生産物危険補償特約」

＜損害賠償請求ベース特約＞

〇補償の内容

損害賠償請求が保険期間中になされた場合に保険金を支払います。ただし、次の場合は支払対象外となります。

①請求原因となった事故が初年度契約の始期日より前に発生していた場合
②保険契約締結の当時、保険契約者または被保険者が保険期間中に損害賠償請求がなされるおそれがあることを知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由を含みます。）

＜見舞費用補償特約＞

〇補償の内容

身体賠償事故が発生し、賠償責任に対する保険金をお支払いする場合において、保険会社の同意を得て被保険者が支払われた次の弔慰金・見舞金等の費用を補償します。

①死亡見舞費用
②後遺障害見舞費用
③入院見舞費用
④通院見舞費用

■お支払いする保険金

賠償責任保険の保険金について、概要をご説明いたします。

1. 基本となる保険金（損害賠償金）の概要

本制度に定める事故・損害に起因して、保険の補償を受けられる方（被保険者）が損害賠償責任を負う場合が対象となります。
他人の身体の損害に対しては治療費や慰謝料等、財物の損壊に対しては修理費用等、法律上の損害賠償責任を負うことによって支出した損害賠償金について加入者証に記載の自己負担額を差し引いた金額をお支払いいたします。
※工事終了後（引渡し後）の事故を補償するためにはオプション契約 PL 保険特約を付帯する必要があります。

【人身事故でお支払いする損害】

損害の種類		お支払いの内容
傷　害	治　療　費	ケガの治療に必要な費用
	入院雑費、通院交通費	入院中に要した雑費ならびに治療のために通院した際の交通費
	休業損害	ケガにより休業を余儀なくされた場合の休業損害
	慰　謝　料	ケガによる精神的苦痛（ケガの状態・治療期間によります）
後遺障害	逸失利益	後遺障害による将来的な経済的損失（就業不能や労働能力の減少による将来の喪失利益）
	慰　謝　料	後遺障害による精神的苦痛（後遺障害の程度によります）
死　亡	葬　儀　費	通夜・告別式などの葬儀にかかる費用
	逸失利益	死亡による将来的な経済的損失
	慰　謝　料	死亡により被害者の父母、配偶者、子など遺族が受けた精神的苦痛

【物損事故でお支払いする損害】

損害の種類	お支払いの内容
直接損害	損害のあった物の修理費用もしくは時価額のいずれか小さい額 ※時価額とは、再調達価額（同じ物を再び購入するための費用）に、使用期間・損耗程度に応じた減価率を控除した、壊れた物の事故時点での金額をいいます。
間接損害	損害のあった物を修理する間の代替物賃借等の費用

※１　損害賠償金の保険金には判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。
　　被保険者が被害者へ損害賠償金を支払うことによって、取得するものがあるときは、その価額を差し引いた額とします。
※２　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

2. 損害賠償金以外にお支払いする保険金の概要

本制度に定める事故・損害に起因して支出した以下の費用をお支払いいたします。
なお、①②については、自己負担額を超える部分を支払限度額を限度として、③④⑤については支払限度額、自己負担額に関係なく全額をお支払いします。ただし③については損害賠償金が支払限度額を超えた場合には、その割合に応じてお支払いします。
⑥についてはケガの程度に応じてお支払いします。

費用の種類	お支払いの内容
①損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用
②応急手当等費用	損害防止費用を支出後に賠償責任が発生しなかったことが判明した場合に応急手当、護送、診療、治療、看護、その他の緊急措置に要した費用および保険会社の書面による同意を得て支出した費用
③争訟費用	損害賠償に関する争訟について、訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停等に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
④保険会社への協力費用	保険会社が直接被害者と折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用
⑤示談交渉費用	被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
⑥見舞費用(生産物賠償のみ)	対人事故が発生した場合、賠償責任額が確定する前に被保険者が支払った見舞金などの費用

※１　損害賠償金の保険金請求権については被害者に先取特権があります。被害者に損害賠償金の保険金が支払われた場合、①および②にてお支払いする金額は、支払限度額から被害者に支払われた保険金を差し引いた額を上限にお支払いします。
※２　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

■保険金をお支払いできない主な場合

【請負業者賠償責任保険・オプション契約 PL 保険特約（生産物危険補償特約）共通】

損害の原因を調査する費用は含められません。損害賠償するための立証資料は被害者側で必要なものですので、損害を立証する費用は実損害には含められません。

①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意によって生じた賠償責任
②被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
③戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議に起因する賠償責任
④地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する賠償責任
⑤原子核反応または原子核の崩壊に起因する賠償責任
⑥石綿、石綿を含む製品またはその代替物質の有害性に起因する賠償責任
⑦廃棄物に起因する賠償責任
⑧汚染物質の排出・いっ出または漏出に起因する賠償責任
⑨身体の障害を被った者の労働能力の喪失または減少により、その者の属する企業等が被った損失に起因する賠償責任
⑩サイバー攻撃により生じた事象に起因して負担する賠償責任

など

【請負業者賠償責任保険】

⑪被保険者が、他人から借りた工具、機械、資材等（レンタル物件、リース物件を含みます）、および発注者から支給された資機材等に対して負担する賠償責任
⑫被保険者が、作業を行った箇所について、錯誤により発生した当該部分の損壊
ただし、火災または爆発による損害については補償されます。
⑬地下工事、基礎工事、掘削工事に伴う下記の偶然な事故に起因する賠償責任
(1) 土地の沈下、隆起、移動・振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物等の損壊
(2) 土地の軟弱化、土砂の流出・流入に起因する地上の構築物等の損壊
(3) 地下水の増減
⑭被保険者の下請負人またはその使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
⑮航空機、自動車の所有・使用・管理に起因する賠償責任
ただし、工事場内および施設内における建設用工作車は対象になります。※
⑯仕事の終了または放棄の後に生じた仕事の結果に起因する賠償責任（生産物危険補償特約にて補償されます。）
⑰じんあい（砂、綿、石綿、金属等のちりやほこり）または騒音に起因する賠償責任
⑱被保険者の占有を離れた施設外にある財物に起因する賠償責任

など

※工事場内および施設内で所有・使用・管理する建設用工作車に起因する損害は、自動車保険または自賠責保険により補償される金額を差し引いて保険金をお支払いします。

【オプション契約】PL 保険特約（生産物危険補償特約）

⑲生産物の性質または欠陥により、損壊したことに起因するその生産物自体に対する賠償責任
⑳被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売または施工した生産物に起因する賠償責任

など

■建設工事保険

工事現場における不測かつ突発的な事故によって生じる物的損害を幅広く補償します。

■このような時にお役に立ちます。

建設工事保険は、ビル、工場建屋、住宅などの建物およびこれに類する建築工事を対象とし、建築工事中に生じる損害を補償する保険です。

工事現場に材料が搬入されてから建築完成後引き渡しまでの工事の過程で発生した不測かつ突発的な事故によって、工事（仮工事を含みます。）の目的物、工事用仮設物、工事用仮設建物、工事用材料および工事用仮設材などに生じた物的損害を包括的に補償します。

●事故の例

火災による損害

台風、せん風、竜巻、暴風等の風災による損害

作業員の取扱上の拙劣、過失により生じた損害

・年間工事高５億円以下の組合員が対象です。　・日本国外は対象外です。

注意点

対象外工事：解体、撤去、分解または取片づけ工事・1工事あたりの請負金額が1億円を超える工事・日本国外の工事・建物の建築等に付随しない機械、機械設備、装置の組立または据付工事・建物の建築等に付随しない鋼構造物の組立または据付工事・建物の建築等に付随しない土木工事

建設工事保険で対象となる工事は建物の建築等を主体とする工事です。詳細は、パンフレットP11、12をご参照ください。

1．対象となる工事

この保険は、ビル、工事建屋、住宅などの建物の建築・改築・改装・修繕を主体とする工事を対象としています。ただし、解体、撤去、分解または取片づけ工事は対象より除外されるほか、１工事あたりの請負金額が１億円を超える工事および日本国外の工事も除外されます。また、建物の建築等に付随しない機械、機械設備、装置、鋼構造物の組立または据付工事および土木工事は対象外となります。

2．保険の対象となるもの

工事現場におけるほとんどのものが保険の対象となります。具体的には次のものです。

工事現場から離れた場所に工事用仮設建物や資材の置場などがある場合には、当該工事専用のものに限り保険の対象に含めることができます。

(1)　工事の目的物

(2)　(1)に付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工、その他の仮工事の目的物

(3)　(1)(2)の工事のための仮設の電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備および保安設備

(4)　現場事務所、宿舎、倉庫その他の工事用仮設建物およびこれらに収容されている家具、衣類、寝具、事務用具、非常用具（従業員の私物を除きます。）

(5)　工事用材料および工事用仮設材

（注１）次に掲げる物は、保険の対象には含まれません。

●据付機械設備等の工事用仮設備（据付費および付帯設備工事費を含みます。）および工事用機械器具ならびにこれらの部品

●航空機、船舶または水上運搬用具、機関車、自動車その他の車両

●設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物

（注２）リース物件の取扱い

● 工事用仮設物にリース物件がある場合には、当該リース物件の物的損害も補償対象となります。

■付帯される主な特約

【オプション契約】建設工事保険

＜水災危険補償特約＞

○補償の内容

高潮、洪水、内水はんらん、または豪雨による土砂崩れ（崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。）・落石による損害を補償します。

＜雪災危険補償特約＞

○補償の内容

雪災（豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故またはなだれをいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。）による不測かつ突発的な事故による損害を補償します。

＜荷卸危険補償特約＞

○補償の内容

工事現場において輸送用具から保険の対象である工事用材料および工事用仮設材の荷卸作業中に生じた損害を補償します。

＜原状復旧費用補償特約＞

○補償の内容

保険の対象の修理のため、保険の対象以外のものの取り壊しを必要とするとき、それを復旧するために要した費用を補償します。

■お支払いする保険金

次の３種類の保険金をお支払いします。

お支払いする保険金 ＝ 損害保険金 ＋ 臨時費用保険金 ＋ 残存物取片づけ費用保険金

(1) 損害保険金

保険金額を限度に、損害発生直前の状態に復旧するために、直接必要な再築・再取得または修理の費用から自己負担額を差し引いた額を損害保険金としてお支払いします。

損害保険金 ＝ （復旧費 － 自己負担額（10万円。ただし、火災、落雷、破裂、爆発による損害には適用しません。））

(2) 臨時費用保険金

損害保険金の20%に相当する額を１回の事故について200万円を限度にお支払いします。

臨時費用保険金（１事故につき、200万円限度） ＝ 損害保険金 × 20%

(3) 残存物取片づけ費用保険金

損害保険金の10%に相当する額の範囲内で、残存物の取片づけに必要な費用（解体費用、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。）をお支払いします。

残存物取片づけ費用保険金（１事故につき、損害保険金×10%が限度） ＝ 実費

■保険金をお支払いできない主な場合

①保険契約者、被保険者（保険の補償を受けられる方）もしくはこれらの者の法定代理人または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害

②風、雨、ひょう、砂塵（さじん）その他これらに類するものの吹込みまたは漏入による損害（風災またはひょう災によって建物が直接破損した場合を除きます。）

③寒気、霜、氷（ひょうを除きます。）または雪による損害（雪災危険補償特約により、豪雪、なだれなどの雪災に限って補償することができます。）

④戦争、革命、暴動などによる損害

⑤官公庁による差押え、没収または破壊による損害（火災の延焼防止のために行われる場合を除きます。）

⑥地震もしくは噴火またはこれらによって生じた津波による損害

⑦核燃料物質などによる損害

⑧損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難の損害

⑨残材調査の際に発見された紛失または不足の損害

⑩工事用仮設材として使用される矢板・杭（くい）・H型鋼その他これらに類する物の打込みもしくは引抜きの際において生じた曲損・破損の損害または引抜き不能の損害

⑪保険の対象の性質、欠陥、自然の消耗・劣化

⑫保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用

⑬湧水の止水または排水費用

⑭サイバー攻撃の結果として生じた損害または費用（ただし火災、破裂・爆発が生じた場合を除きます。）　など

現場賠償共済パートナー（請負業者賠償責任保険）

■保険料の算出について

①前年度（把握可能な直近の会計年度）１年間の請負金額が分かる資料をご準備ください。ご加入手続時には確認資料の写しもご提出いただきます。

確認資料の例	決算書、月別売上高表、会社案内等のディスクロージャー資料、確定申告書　等

②上記①の前年度年間請負金額に応じて「保険料簡易算出式」により算出してください。新規事業等で請負業務の実績の把握ができない場合の保険期間は中途加入含め全て、１年間となります。見込請負額を自己申告でお申込みいただき、契約終了後、保険期間中の請負実績を元に保険料精算が必要です。

<ベーシックプラン>

支払限度額	対人・対物 共通で1事故 **1億円**（自己負担額：1万円）

前年度年間請負金額（10万円単位を四捨五入してください。）	基準値	加算値
5,000万円以下	**1,960円**	――
5,000万円超1億円以下	**1,760円**	**10,060円**
1億円超2億円以下	**1,560円**	**30,170円**
2億円超3億円以下	**1,260円**	**89,520円**

<グレードアッププラン>

支払限度額	対人：1名　**1億円**　1事故　**5億円**（自己負担額：1万円） 対物：1事故　**1億円**（自己負担額：1万円）

前年度年間請負金額（10万円単位を四捨五入してください。）	基準値	加算値
5,000万円以下	**2,250円**	――
5,000万円超1億円以下	**2,010円**	**11,660円**
1億円超2億円以下	**1,780円**	**34,970円**
2億円超3億円以下	**1,440円**	**102,560円**

※いずれのプランも保険料は請負金額百万円あたりの金額になっています。なお請負金額が百万円未満の場合は、百万円として算出してください。
※いずれのプランも前年度年間請負金額が３億円を超える場合は、別途お問い合わせください。
※保険期間中何回事故が起きても、その都度、支払限度額を限度として保険金をお支払いいたします。（自動復元制）
※制度安定のために複数回事故を起こされたご加入者は、更改時に契約内容の見直しをさせていただくことがあります。

●保険料簡易算出式

（前年度年間請負金額［　　］（百万円）× 基準値［　　］（円）＋ 加算値［　　］（円））× 加入月数［　　］か月 / 12 ＝ 保険料［　　］円

（10万円単位四捨五入）　〈1円単位四捨五入し10円単位〉

保険料算出例

★グレードアッププランにご加入の場合で、前年度年間請負金額 **6,950** 万円の場合

●12月1日から1年間の場合は

（前年度年間請負金額 70（百万円）× 基準値 2,010（円）＋ 加算値 11,660（円））× 加入月数 12か月 / 12 ＝ 保険料 152,360 円

〈1円単位四捨五入し10円単位〉

●1月5日に中途加入で1月6日から補償開始の場合は

（前年度年間請負金額 70（百万円）× 基準値 2,010（円）＋ 加算値 11,660（円））× 加入月数 11か月 / 12 ＝ 保険料 139,660 円

〈1円単位四捨五入し10円単位〉

※端日数がつく場合は、その分も1か月として算入いたしますのでご了承ください。

オプション PL保険特約（生産物危険補償特約）

■保険料の算出について

基本契約と同様に「保険料簡易算出式」により算出してください。
※オプションのみの加入はできません。

支　払　限　度　額	対人・対物 共通で1事故・保険期間中 **1億円**（自己負担額：1万円）

前年度年間請負金額	基準値	加算値
2億円まで※	**208円**	――――
2億円超5億円以下※	**114円**	**18,700円**

※10万円単位を四捨五入してください。

業種別倍率表

業種	倍率	業種コード	業種	倍率	業種コード	業種	倍率	業種コード
大工工事	1倍	71	電気工事	2倍	72	ブロック･れんが工(ビル外装)	3倍	76
左官	1倍	71	鳶・足場工	2倍	72	板金工（ビル）	3倍	76
室内装飾･ハウスクリーニング	1倍	71	防水工(ビル建築･内装)	2倍	72	ダクト工	3倍	76
住宅塗装	1倍	71	ALC工	2倍	72	石工（ビル外装）	3倍	76
防水工（住宅）	1倍	71	タイル工（ビル内装）	2倍	72	硝子工	3倍	76
型枠大工	1倍	71	ブロック･れんが工(ビル内装)	2倍	72	土工・土木	4倍	7C
タイル工（住宅）	1倍	71	石工（ビル内装）	2倍	72	鉄骨・鉄工	4倍	77
ブロック･れんが工(住宅)	1倍	71	溶接工	2倍	72	配管工（水道）	4倍	73
板金工（住宅）	1倍	71	コンクリート工	2倍	72	配管工（ガス）	4倍	79
経師工	1倍	71	空調設備	3倍	76	看板工	4倍	77
畳工	1倍	71	防水工（ビル外装）	3倍	76	ハツリ工	4倍	Z3
サッシ工	1倍	71	タイル工（ビル外装）	3倍	76	造園工	4倍	8B
瓦工	1倍	71	保温工	3倍	76	※複数の業種が当てはまる場合は下記のとおりです。		

※基本保険料は請負金額百万円あたりの金額になっています。なお請負金額が百万円未満の場合は、百万円として算出してください。
※前年度請負金額が5億円を超える場合は、別途お問い合わせください。
※業種別倍率表に記載のない業種については、別途お問い合わせください。
※事故が発生した場合、1億円（支払限度額）から既に支払った保険金の額を差し引いた残額がその事故の発生した日以降の保険期間に対する支払限度額になります。

※対象業種が複数となる場合は、それぞれの業種ごとに請負金額を按分してご契約ください。
（例）前年度年間請負金額が7,000万円で、その内訳が大工工事6,000万円、空調設備が1,000万円の場合
大工工事　60百万円×208円×1倍＝12,480円
空調設備　10百万円×208円×3倍＝ 6,240円
合　　計　　18,720円
請負金額の按分が困難な場合は業務量に応じて按分いただくか、加入依頼書に対象業務を記載の上、最も高い倍率でご契約ください。低い倍率で契約した場合、高い倍率の業務は補償の対象となりません。また、建築一式請負の場合は外注工事分を除外して契約することも可能です。その場合はご提出いただく確認資料に記載されている請負金額から外注工事分を差し引いた金額でご契約ください。

●保険料簡易算出式

（（前年度年間請負金額［　　］（百万円）× 基準値［　　］（円）＋ 加算値［　　］（円））× 業種別倍率［　　］（倍））× 加入月数［　　］か月 ／ 12 ＝ 保険料［　　］円

（10万円単位四捨五入）　〈1円単位四捨五入し10円単位〉

保険料算出例

★電気設備業者がご加入の場合で、前年度請負金額 ***6,950*** 万円の場合

●12月1日から1年間の場合は

（（前年度年間請負金額 70（百万円）× 基準値 208（円）＋ 加算値 ―（円））× 業種別倍率 2（倍））× 加入月数 12か月 ／ 12 ＝ 保険料 29,120 円

〈1円単位四捨五入し10円単位〉

●1月5日に中途加入で1月6日から補償開始の場合は

（（前年度年間請負金額 70（百万円）× 基準値 208（円）＋ 加算値 ―（円））× 業種別倍率 2（倍））× 加入月数 11か月 ／ 12 ＝ 保険料 26,690 円

〈1円単位四捨五入し10円単位〉

※端日数がつく場合は、その分も1か月として算入いたしますのでご了承ください。

オプション 建設工事保険

前年度（把握可能な直近の会計年度）１年間の完工高が分かる資料をご準備ください。
ご加入手続時には確認資料の写しもご提出いただきます。　※オプションのみの加入はできません。

確認資料の例	決算書、経営規模等評価結果通知書、総合評定結果通知書　等
支払限度額	前年完工高（前年完工高が１億円を上回る場合は**１億円**）（自己負担額：10万円※）

※火災、落雷、破裂、爆発による損害には自己負担額を適用しません。

●保険料簡易算出式

前年完工高 ［　　（百万円）］ × 基準値 ［1,270（円）］ × 加入月数 ［　か月］／12 ＝ 保険料 ［　　円］

（10万円単位四捨五入）　〈1円単位四捨五入し10円単位〉

前年完工高が百万円未満の場合は、百万円として算出してください。

保険料算出例

★前年工事完工高 **6,950**万円の場合

●12月1日から1年間の場合は

前年完工高 ［70（百万円）］ × 基準値 ［1,270（円）］ × 加入月数 ［12か月］／12 ＝ 保険料 ［88,900 円］

〈1円単位四捨五入し10円単位〉

●1月5日に中途加入で1月6日から補償開始の場合は

前年完工高 ［70（百万円）］ × 基準値 ［1,270（円）］ × 加入月数 ［11か月］／12 ＝ 保険料 ［81,490 円］

〈1円単位四捨五入し10円単位〉

※保険期間中何回事故が起きても、その都度、支払限度額を限度として保険金をお支払いいたします。（自動復元制）

■建設工事保険における対象工事の整理について

1．建設工事保険の対象となる工事

ビル、工場建屋、住宅などの建物の建築工事を主体とする工事を対象としており、具体的には次のような工事があります。

(1)　鉄骨鉄筋コンクリート造のビルディングの建築工事
(2)　鉄骨構造の建物の建築工事
(3)　木造の建物の建築工事
(4)　既存建物の増築・改築・改装・修繕工事、内外装工事

2．建設工事保険の対象にならない工事

・解体、撤去、分解または取片づけ工事
・１工事あたりの請負金額が１億円を超える工事
・日本国外の工事
・建物の建築等に付随しない機械、機械設備、装置の組立または据付工事
・建物の建築等に付随しない鋼構造物の組立または据付工事
・建物の建築等に付随しない土木工事
・建物の基礎工事、付帯工事のみを施工する工事

（注）　付帯工事とは、電気工事、衛生工事、空調工事、ガス・水道工事、その他外構工事などをいいます。

○建設工事保険の対象にならない工事の例

建物の建築等に付随しない機械、機械設備、装置の組立または据付工事	プレス機械・圧延機械といった機械設備を工場に据え付けるような工事
建物の建築等に付随しない鋼構造物の組立または据付工事	橋梁、タンク、クレーン、鉄塔、煙突、サイロ、灯台、機械・装置の据付などの組立工事
建物の建築等に付随しない土木工事	道路、地下構築物（地下街、地下駐車場、地下プラットホーム、地下駅舎）、下水処理場、ダム、トンネルなどの土木工事

※建物の建築等に付随する付帯工事は対象とすることができます。

○同一業者において対象となる工事と対象とならない工事が混在する場合（想定例）

例１）配管工事業者において

・建物の建築、増築、改装、修繕工事に付随する配管工事（同工事が道路下まで工事が及ぶ場合含む）は建設工事保険の対象となります。

・道路工事に付随するような配管工事は、建設工事保険の対象外となります。

例２）機械・装置設置業者において

・建物へのエアコン取付工事やパネル取付工事は建物の建築、増築、改装、修繕工事に付随する空調等の付帯工事である場合、建設工事保険の対象となります。

・工業機械（プレス機械、圧延機械や商品の生産・加工を行うような機械）の取付・据付工事は「建物の建築等に付随しない機械、機械設備、装置の組立または据付工事」であるため、建設工事保険の対象外となります。

３．注意点

建設工事保険で対象となる工事は、建物の建築等を主体とする工事です。同一業者において対象となる工事と対象とならない工事が混在する場合は、本保険で対象となる工事の範囲を十分にご確認ください。

４．補足事項

建設工事保険とは

・ビル、工場建屋、住宅などの建物の建築工事（増築・改築・改装・修繕工事を含む）を主体とする工事を対象とし、建築工事中に生じた工事の目的物等の物的損害を補償する保険です。そのため、工事業者に所有権が無い財物損壊は、建設工事保険の対象となりません。
　注意：賠償責任となる損害は、基本契約（請負業者賠償責任保険）で補償します。

・この保険では、本体工事と設備工事などの付帯工事をすべて契約するのが原則です。付帯工事を含めて契約することができない場合は、本体工事のみを契約することはできますが、付帯工事のみをこの保険で契約することはできません。

■よくある質問

Q1 加入できる業種と保険料は？

A1 全建総連の組合員であれば加入できる業種に制限はありません。建設工事保険は対象となる工事、対象外となる工事があります。詳細はパンフレットP11、12をご参照ください。現場賠償共済パートナー（請負業者賠償責任保険）の保険料は前年度の年間請負金額により算出いたしますが、業種による違いはありません。また、PL保険特約の保険料は前年度の年間請負金額により算出し、業種によっても保険料が異なります。建設工事保険の保険料は前年完工高により算出します。

Q2 請負工事契約を締結していない工事中に、他人の財物を損壊しました。保険金の支払対象となりますか？

A2 契約書を締結していなくても、見積書と請求書のセットをご提出いただくなど、該当の工事が請負工事であることがわかれば、お支払いの対象となります。

Q3 リース契約で使用している工具を請負工事中に壊してしまいました。保険金の支払対象となりますか？

A3 他人から借りた工具、機械、資材等（レンタル物件、リース物件を含みます）および発注者から支給された資機材に損害を与えた場合はお支払いの対象にはなりません。
※オプションの建設工事保険をご契約の場合は工事用仮設物にリース物件がある場合には、当該物件の物的損害も補償対象となります。

Q4 請負工事現場で使用していたクレーンショベルの操作を誤り、隣家の屋根を壊してしまいました。保険金の支払対象となりますか？

A4 自動車の使用による損害はお支払いの対象にはなりませんが、工事場内および施設内で使用している建設用工作車（ブルドーザー、クレーンショベル、パワーショベル等の建設機械・車両）による損害はお支払いの対象となります。
自動車保険または自賠責保険により補償される金額を差し引いてお支払いします。
※建設用工作車自体の損害はお支払いの対象となりません。

Q5 マンション2階201号室「洗面所」のリフォーム工事にて、本来打つべきところではなく、間違った箇所に釘を打ったために給湯管に穴を開けてしまい、201号室と階下の101号室を水浸しにしてしまいました。補修費用は、全額保険金の支払対象となりますか？

A5 思い違い（錯誤）により受注内容とは違う工事をしてしまった場合、間違い箇所の再工事費用は支払対象となりません。間違い箇所以外の部分のみ支払対象となります。
上記の例では101号室の補修と201号室の間違って穴を開けてしまった工事箇所以外の部分についての補修が支払対象となります。

Q6 固定してあった資材が、台風で崩れて、隣家の塀を壊してしまいました。保険金の支払対象となりますか？

A6 基本的に賠償責任が発生しないため、支払対象となりません。
一般的に、台風などの自然災害により近隣一帯に被害が出るようなケースでは、事故は防ぎようがなかった（不可抗力）として賠償責任は問われません。したがいまして法律上は、資材管理者が隣家の塀の修理費用を負担する必要はありません。
ただし、隣家一帯に比べて被害状況が著しいような場合、資材の固定が不十分であったとみなされて賠償責任を問われる場合もあります。

Q7 工事受注に際して賠償責任保険を付けることが条件となっていますが、現場賠償共済パートナーの補償（対人1名1億円・1事故5億円、対物1事故1億円）では不足しています。もっと高額の補償で加入できますか？

A7 個別契約で加入できます。
現場賠償共済パートナーは、全建総連の制度としてベーシック、グレードアップの2種類のプランのみ提供しておりますが、現場賠償共済パートナーとは別に、保険の個別契約をすることでご希望の補償を付けることが可能です。

Q8 （オプション・PL保険特約）水道管の設置に不具合があり、引渡し後に水道管が破損しました。保険金の支払対象となりますか？

A8 水道管の破損により他の財物が汚損した場合は保険金の支払対象となりますが、水道管そのものの修理費用は支払対象となりません。

Q9 事故の相手方との示談交渉の進め方がわかりません。示談交渉を代わりに行ってほしいのですが？

A9 現場賠償共済パートナーではご加入者に代わり示談交渉はできません。
本制度には「示談交渉サービス」（保険会社が代行して示談交渉をするサービス）はありません。したがいまして、現場賠償共済パートナーご加入者が相手方と直接交渉していただくことになります。
保険会社からは示談交渉のアドバイス、損害賠償金の金額やその根拠のご説明など、交渉のお手伝いをさせていただきます。
また、本制度においては弁護士費用特約といった弁護士への相談サービス等の付帯はありません。（ただし、損害賠償に関する争訟について、保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬については支払対象となります。）

「全建総連現場賠償共済パートナー」の保険金の支払対象とならない事例について

「全建総連現場賠償共済パートナー」は、基本契約とオプション PL 保険特約では法律上の賠償責任を求められた場合の補償をし、オプション建設工事保険では工事の目的物や工事用仮設材等の保険の対象に生じた損害に対して補償します。

商品をよく知っていただくために、保険金の**支払対象とならない**よくある事例として、主に「他人の財物の損壊に該当しないケース」などを５つご紹介いたします。

ケース１

◆工事現場において、元請Ａが「現場賠償共済パートナー」に加入し、下請Ｂと下請Ｃを使いながら工事をしている。下請Ｂの作業員が工事現場においてクレーン操作を誤り、下請Ｃ所有の測量機を損壊した。

⇒支払対象外です。

元請Ａの契約であれば、下請ＢとＣは同一のグループ（被保険者）となり自動的に被保険者の範囲に含まれるため、被保険者が他人（被保険者以外の者）の財物を損壊していないことになり、支払対象外となります。

ケース２

◆工事業者である加入者が、「ある建物の３階の壁を撤去する工事」を請負したが、作業指示書を読み間違えて、「建物の４階の壁」を撤去してしまった。

⇒支払対象外です。

思い違い（錯誤）により受注内容とは違う場所を工事してしまった場合、間違い箇所に関する再工事費用等は支払の対象となりません。

ケース３

◆施主であるＣが、新築工事を元請の工務店Ａに依頼した。工務店Ａは水道管設置等を下請Ｂに発注した。新築工事で、下請Ｂの行った工事中に水道管設置不備があったため、工務店Ａが持ち込んだクロス等を汚損させた。

⇒支払対象外です。

元請Ａが加入する「現場賠償共済パートナー」では、クロス（工事の目的物）は“他人”の財物に該当しないため、補償対象外となり、クロスの損害については、オプション建設工事保険に加入していれば補償対象となります。仮に、Ｂが「現場賠償共済パートナー」に加入していた場合は、ＢはＡと同一のグループ（被保険者）とはならないため、クロスは“他人”の財物に該当し、Ａから賠償責任を求められれば補償の対象となります。

ケース４

◆元請Ａが「現場賠償共済パートナー」に加入し、元請Ａが施主Ｃに引き渡した後、下請Ｂの行った工事の不具合により建物を汚損し、施主Ｃから元請Ａに賠償責任を求められた。

⇒支払対象外です。

「現場賠償共済パートナー」はあくまで工事が完了し、引き渡し前までに“他人”の財物を損壊（汚損も含みます）したことにより、賠償責任を求められた場合の補償制度です。

ただし、引き渡し後にその工事の瑕疵等により他人の身体・財物に損害を与えた損害賠償については、PL 保険特約（生産物危険補償特約）に加入していれば、工事箇所（生産物自体）以外の部分については補償対象となります。

ケース５

◆工事業者である加入者が、基礎工事においてシートパイル（鋼矢板）打ち込み中に、その振動で隣接する家屋の家財が倒壊し、破損させた。さらに地下埋設の下水道管にもヒビが入った。

⇒支払対象外です。

地下工事、基礎工事、土地の掘削工事に伴う次の賠償責任は補償の対象外となっています。

1. 土地の沈下・隆起・移動・振動、土砂崩れに起因する土地の工作物・その収容物もしくは付属物・植物または土地の損壊
2. 土地の軟弱化、土砂の流失・流入に起因する地上の構築物（基礎・付属物を含みます）、その他の収容物もしくは土地の損壊
3. 地下水の増水

※賠償事故の場合、事故の状況によって法律上の賠償責任が「問われる場合」と「問われない場合」があり判断が分かれるケースがございますので、事故発生の際には「事故発生通知書」にて、事故や損害の内容を詳細にご報告いただきますようお願いいたします。

以上

事故の発生と保険金の請求について

1．事故発生から保険金支払までの流れ

事故の発生があった場合は、加入者証をお手元にご準備頂き、次の内容を県連もしくは組合を通じ、現地取扱代理店または共栄火災までご連絡願います。ご連絡が遅れますと保険金のお支払いに支障をきたす場合がありますのでご注意ください。

①事故が発生した日時・場所および状況
②事故の内容・原因等
③人身事故の場合は被害者の住所・氏名、物損事故の場合は被害物件
④ご加入者名
⑤証券番号・加入番号

※修理前に全体写真および損傷箇所がよくわかる写真（カラー）のご対応をお願いします。
※示談金額や賠償金額を決定する場合、または修理等をされる場合には、必ず共栄火災までご連絡ください。事前に共栄火災の承諾を得ず示談金や賠償金をお支払いになった場合、修理等をされた場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

2．保険金請求に必要な書類等

(1)【基本契約（請負業者賠償責任保険）・オプション（生産物危険補償特約）共通】

保険金のお支払いにあたっては以下の書類が必要となります。
なお、下記以外にも書類の提出をお願いする場合がありますので予めご了承ください。

事故の内容／必要書類	対人	対物	ご説明
① 保険金請求書兼同意書	◎	◎	・請求者本人（事故当事者：ただし、事故当事者が未成年の場合は親権者）がご記入・ご捺印ください。 ・印鑑は印鑑登録証明書を必要とする場合がありますので、できるだけ実印でご捺印ください。
② 事故状況報告書及び事故証明書	◎	◎	・所定の事故状況報告書をご使用ください。 ・事故証明書は警察署、自動車安全運転センター等の発行する公的証明書をご提出ください。 ・上記証明書の取付けができない場合は、事故状況報告書下欄に第三者の証明をお取り付け願います。
③ 示談書	○	○	・示談にあたっては、必ず事前に共栄火災にご相談ください。 ・ご相談なしに示談された場合は、示談額の一部または全部がお支払いできない場合がございます。
④ 賠償申告書	○	○	・被保険者（加入者）に直接保険金を支払いする場合に必要です。 ・損害賠償請求権者が「賠償金を受領していること」または「被保険者へ保険金を支払うことを了承していること」を所定の様式でご提出いただきます。
⑤ 診断書（死亡診断書、後遺障害診断書）	○		・おケガの場合は共栄火災所定の診断書（BS102000）をご使用ください。 ・後遺障害の場合は後遺傷害診断書（自賠責用）をご提出ください。 ・死亡の場合は死亡診断書をご提出ください。
⑥ 治療費領収書または診療報酬明細書	○		・治療費が高額の場合は診療報酬明細書をお取り付けください。 ※治療費領収証および診断書は原本の提出をお願いします。
⑦ 休業損害証明書	○		・給与所得者の場合は事業主の休業損害証明書と前年度の源泉徴収票、自営業等の事業所得者の場合は納税証明書・所得証明書・確定申告書控（申告決算書、申告書付表、収支内訳書等含む）等をご提出ください。
⑧ 修理見積書		◎	・金額の内訳がわかるものをご提出ください。
⑨ その他支出した費用の請求書、領収書	○	○	・治療費、修理費以外に支出した費用がある場合は、その請求書または領収書をご提出ください。
⑩ 写真（カラー）		◎	・全体写真および損傷箇所がよくわかる写真(カラー)をご提出ください。
⑪ 戸籍謄本	○		・相手方が死亡した場合は相手方の相続関係が明確になる謄本をご提出ください。
⑫ 請負工事契約書、請証、当該工事の見積書など	◎	◎	・請負契約書または請証が無い場合、見積書と請求書のセットをご提出ください。
⑬ 印鑑登録証明書	・共栄火災が必要とする場合にご提出ください。		
⑭ 委任状	・第三者に保険金請求ならびに受領に関する権限を委任する場合にご提出ください。なお、委任状には必ず印鑑登録証明書を添付願います。		

◎＝必要な書類　　○＝場合によっては必要な書類

⑵【オプション（建設工事保険）】

保険金のお支払いにあたっては次の書類が必要となります。
なお、下記以外にも書類の提出をお願いする場合がありますので予めご了承ください。

必要書類	ご　説　明
① 保険金請求書兼同意書	・請求者本人（ただし、未成年の場合は親権者）がご記入・ご捺印ください。 ・印鑑は印鑑登録証明書を必要とする場合がありますので、できるだけ実印でご捺印ください。
② 事故状況報告書及び事故証明書	・所定の事故状況報告書をご使用ください。 ・火災、爆発等の場合は、消防署より発行される公的証明をご提出ください。証明書の取付けができない場合は、事故状況報告書下欄に第三者の証明をお取り付け願います。 ・盗難による損害の場合は、所轄の警察署へ盗難届を行った上で、受理番号を確認し、記入してください。
③ 修理見積書	・金額の内訳（単位・数量）がわかるものをご提出ください。
④ 写真（カラー）	・全体写真および損傷箇所がよくわかる写真（カラー）をご提出ください。
⑤ 請負工事契約書、請証、当該工事の見積書など	・請負契約書または請証が無い場合、見積書と請求書のセットをご提出ください。
⑥ 印鑑登録証明書	・共栄火災が必要とする場合にご提出ください。
⑦ 委任状	・第三者に保険金請求ならびに受領に関する権限を委任する場合にご提出ください。なお、委任状には必ず印鑑登録証明書を添付願います。

⑶　保険金のお支払い事例

事故概要	支払額（円）	摘　要	種　目
マンションの修繕工事中に塗料を落下させてしまい、隣のマンションの１階のベランダに塗料を飛散させてしまった。	6,235,267	ベランダの清掃・修繕費用	請賠
瓦屋根を洗浄していた際、下に敷いていた防水シートに穴が開いており、そこから部屋に水が入り、天井・壁・家財に被害が出た。	1,163,608	天井・壁の復旧費用 家財の損害（時価額）費用	請賠
エアコン取付工事の為、屋根上部にて作業中、工具を誤って落とし屋根瓦を破損させた。	55,000	屋根瓦修繕費用	請賠
店舗兼住宅建物にて、２階洗面所の給湯管設備の補修工事期間中、給湯管の補修を行ったが、引渡し前に給湯管から水が漏れ出してしまい、１階が濡れ損したもの。	3,449,813	店舗１階の修繕費用 店舗商品の損害費用	請賠
足場組立てのため、足場部材を荷上げしている際に、足場資材を下に落下させてしまった。建物エントランスの庇とタイルを損壊してしまった。	1,049,300	建物修繕費用	請賠
トイレリフォームの工程で止水栓交換の際、床下の目視できない箇所でねじ部が弛み地下へ漏水事故が発生。１階和室の障子・壁・天井にシミが発生した。	712,741	障子・壁・天井の修繕費用	請賠
重機を使い建物解体中に、解体中の建物の角材が隣家のフェンスに当たり破損した。	69,676	フェンスの修繕費用	請賠
屋上防水工事・外壁塗装工事・サッシ回りのコーキング・ネジ工事を実施した。引渡し後に作業不備により雨漏りが発生。内装の修復費用が発生した。	415,000	内装の修繕費用	PL
ウォシュレット交換工事を実施したが、作業の不完全により引き渡し後にトイレカウンター内での漏水および下階の天井や壁の汚損が発生。	4,175,617	トイレ床、階下の天井・壁の修繕費用	PL
土間の張替え工事において、土間下の給水管に穴を開けてしまい、水道管補修と仕上げていた土間を打ち直しすることになったもの。	1,112,996	張替土間の打ち直し費用	建設工事

重要事項説明書

全建総連　現場賠償共済パートナー

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「重要事項説明書」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、パンフレットをご参照ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

契約概要のご説明

1．商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 制度の仕組み

この保険は、全国建設労働組合総連合を保険契約者とし、全国建設労働組合総連合の組合員を被保険者（保険の補償を受けられる方）とする団体保険契約です。

(2) 商品の仕組み

この保険は、組合員が請負った工事の遂行中に生じた偶然な事故によって、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物に損害を与えた場合に法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。また、オプションとして工事終了（引渡し後）の事故も補償するPL保険特約（生産物危険補償特約）や、工事現場における不測かつ突発的な事故によって生じた物的損害を補償する建設工事保険もセットできます。

(3) 補償内容

①保険金をお支払いする場合
　パンフレットをご参照ください。

②保険金をお支払いできない主な場合
　パンフレットをご参照ください。

(4) セットされる主な特約

　パンフレットでご確認ください。

(5) 保険期間（保険のご契約期間）

この保険の保険期間（保険のご契約期間）は、原則としてご契約の始期から１年間です。保険期間の中途でご加入される場合の補償期間は、ご加入日から保険期間終了日までとなります。なお、ご加入日については、当該団体におけるとりまとめ日（締切日）後の所定の日となりますのでパンフレット等でご確認ください。

(6) 引受条件（ご契約金額等）

パンフレットでご確認ください。

2．保険料

パンフレットでご確認ください。

3．保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、全額を払い込む一時払になります。

4．満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5．脱退時の返れい金の有無

団体契約から脱退される場合は、パンフレットに記載の連絡先までご連絡ください。なお、脱退に際しては、既に払込みいただいた保険料の一部を返れい金としてお支払いする場合がございます。詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

注意喚起情報のご説明

1．クーリングオフ制度

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができる制度がありますが、企業等をご契約者とするご契約はクーリングオフの対象とはなりません。ご加入の際は、ご契約内容を十分にご確認ください。

2．告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項（加入依頼書の記載上の注意事項）

ご加入に際し、引受保険会社が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入依頼書に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

(2) ご加入後における留意事項

①ご加入後に告知事項のうちの一部の事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務（通知義務）があります。ご通知がない場合には、変更後に生じた事故による損害については、ご契約が解除され保険金をお支払いできないことがあります。
　この保険では加入依頼書に☆印が付された次の項目がご通知いただく事項（通知事項）となりますので、ご注意ください。

②事故が発生した場合は、すみやかにご案内に記載の連絡先までご連絡ください。

3．保険責任の開始日時

保険責任は原則として保険期間の初日の午後４時に始まります。

4．保険金をお支払いできない主な場合

パンフレットの「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

5．保険契約の無効・取消し

(1) ご加入者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険に加入された場合は、ご契約は無効となります。この場合は、保険料は返還しません。

(2) ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって保険に加入された場合は、ご契約の取消しをさせていただきます。この場合は、保険料は返還しません。

共栄火災海上保険株式会社

６．重大事由による保険契約の解除

ご加入後に次の事由が生じた場合には、ご契約を解除することがあります。また、その場合には保険金もお支払いできません。

①ご加入者または被保険者が引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと

②保険金の請求に関し、被保険者に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと

③ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められること

④上記①～③のほか、ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと

７．脱退時の返れい金

団体契約から脱退される場合は、パンフレットに記載の連絡先までご連絡ください。なお、脱退に際しては、脱退時の条件によって、既に払込みいただいた保険料の一部を返れい金としてお支払いする場合がございます。返れい金の額については取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

８．万一事故が発生した場合には

(1) 事故が発生した場合は、保険金の請求書、損害の程度を証明する書類をご提出いただきます。また、必要に応じて、詳しい事故の原因・発生状況、保険契約の有効性等の確認のために必要な書類をご提出いただくことがあります。具体的な必要書類につきましては、保険金請求時にご案内いたします。

(2) 保険金請求権については、時効（３年）がありますのでご注意ください。

９．保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金および返れい金の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
なお、この保険契約には、「損害保険契約者保護機構」による補償はありません。

ご加入内容の確認事項

～お申込みいただく前にご確認いただきたい事項～

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たした内容となっていること、加入依頼書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが、重要事項説明書やパンフレットを参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご確認いただきたい事項】

１．ご加入内容が以下の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。
- □ 補償の種類（保険種類・補償する事故の範囲）
- □ 補償の内容（お支払いする保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）や特約の内容
- □ 保険金額（支払限度額）
- □ 保険期間（ご契約期間）
- □ 保険料・お支払方法（払込方法）

２．加入依頼書の記載内容に誤りがないかご確認ください。

３．重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、取扱代理店または引受保険会社営業店にご連絡ください。

もしも事故が起こったら･･･

加入者証をお手元にご準備いただき、県連・組合を通じ取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。

＜指定紛争解決機関＞

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンター
０３－４３３２－５２４１（全国共通）
［受付時間］　平日　午前９：１５～午後５：００
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（https://www.sonpo.or.jp/）

お客さまに関する情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報は、所属団体が事務手続き等のために利用するほか、引受保険会社が引受の審査、本契約の履行、引受保険会社およびそのグループ会社が保険商品・各種サービスの案内・提供のために利用することがあります。また、上記利用目的の範囲内において、業務委託先、医療機関、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。
詳しくは共栄火災海上保険株式会社のホームページ
（https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html）をご覧ください。
ご加入の前にこれらの個人情報の取扱いに同意のうえお申込みください。

ご加入の際にご注意いただきたいこと

■告知義務（ご加入時に保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務）

ご加入者には、ご加入に際し、引受保険会社が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。

この保険では加入依頼書に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

■通知義務（ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に保険会社に連絡していただく義務）

ご加入者には、ご加入後に、告知事項のうち一部の事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務（通知義務）があります。変更が生じた場合には、ただちに取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入依頼書に☆印が付された項目がご通知いただく事項（通知事項）となりますので、ご注意ください。

■先取特権

賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金（費用保険金は除きます。）について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利（先取特権）を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。

■もしも事故が起きたときは

万一事故が発生したときは、すみやかに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

賠償事故の場合、引受保険会社の承認を得ないで、示談を締結された場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

■ご加入の際は必ず「重要事項説明書」をご覧ください。

【お申込みいただいた後には…】

●ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください《代理請求制度について》

この保険では、被保険者（保険の補償を受けられる方）が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がいない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居または生計を共にする配偶者の方等が、その事情を示す書類により引受保険会社に申請いただき、引受保険会社の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。なお、当制度のご利用は被保険者が個人の場合に限られます。詳細につきましては引受保険会社にご照会ください。

万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただきますようお願いいたします。

このパンフレットは概要を説明したものです。なお、ご不明な点については、現地取扱代理店・取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。
ご加入の際には加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

お申し込み／お問い合わせは
加入を希望される方や資料請求・制度の詳しい内容について希望される方は、お住まいになっている地域の県連・組合、または下記に記載の取扱代理店にお問い合わせください。

〈現地取扱代理店〉

〈取扱代理店〉

株式会社全労済ウィック

【本社】
〒160-0023　東京都新宿区西新宿7-20-8　4階
TEL.03-5332-5347　FAX.03-3371-3321

〈引受保険会社〉

共栄火災海上保険株式会社

団体組織開発部　営業課
〒105-8604　東京都港区新橋1丁目18番6号
TEL.03-3504-2898　FAX.03-3504-2948

WH001400（'26.09 改）
26-0994